

事務局説明資料

2018年11月 9 日
金 融 庁

I	「決済」分野の検討の概観	・ ・ ・ ・ ・	2
II	「決済」分野の規制の横断化	・ ・ ・ ・ ・	6
III	「決済」分野の規制の柔構造化	・ ・ ・ ・ ・	11

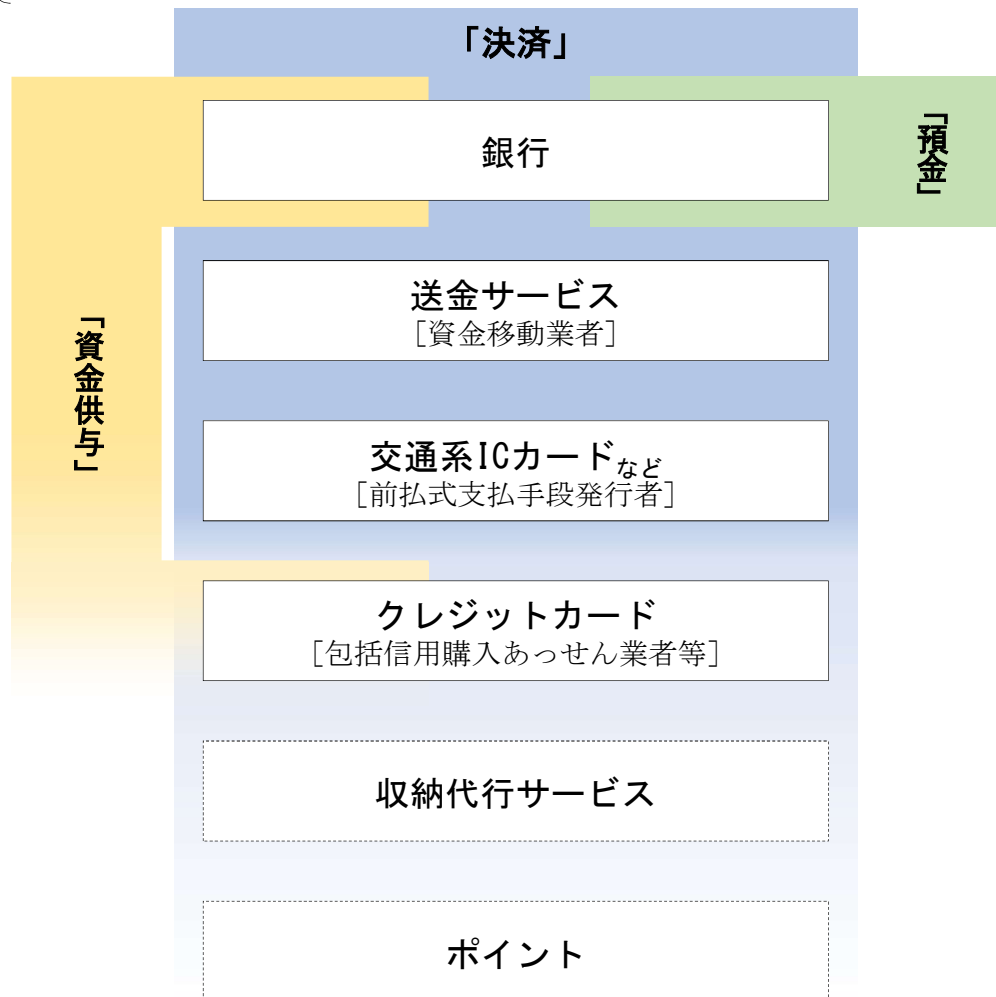
「決済」分野の検討の概観

「決済」分野の検討の概観

- 様々な形態をとる「決済」という機能に対し、それぞれのリスクに応じた規制が、過不足なく適用される法制的整備を検討。
- これを通じて、イノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進していく。

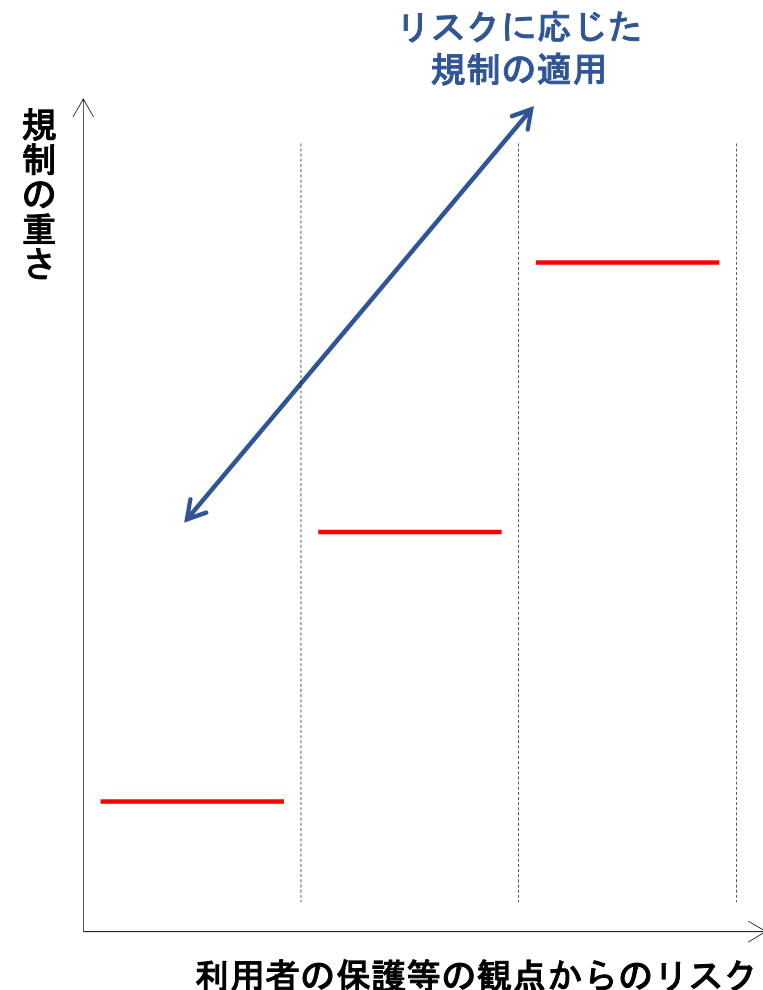
「規制の横断化」のイメージ

柔軟な「決済」サービス提供の障壁となる**規制の縦割構造を解消**するとともに、機能・リスクが同一であるにもかかわらず課される規制が異なることによる**アービトラージを防ぐ**。



「規制の柔構造化」のイメージ

「決済」サービスの規模や態様によって異なる、利用者の保護等の観点からの**リスクに応じた規制を適用**する。



「決済」に関する現行の主な制度の概要

	銀行	送金サービス [資金移動業者]	交通系ICカード ^{など} [前払式支払手段発行者]	クレジットカード [包括信用購入あっせん業者]
サービス	決済	決済 ※1回100万円以下に限る	決済 ※換金不可	決済
	資金供与			商品の購入等に 付随する信用供与
	預金	利用者資金の滞留	利用者資金の滞留	
法律	銀行法	資金決済法	資金決済法	割賦販売法
免許・登録	免許	登録	登録	登録

「決済」分野において金融法制で規定されている典型的な行為として、為替取引が存在しており、これは、引き続き「決済」の中核概念になるものと考えられる。

なお、平成13年の最高裁決定によると、「『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とされている。

為替取引においては、銀行や資金移動業者等の仲介者を介して、直接現金を輸送せずに価値の移転（意図する額の資金を意図する先に移動すること）が適切に行われることで、多額の現金を持ち運ぶ必要がなくなるなどといった効果をもたらすものと考えられる。

こうした効果は、上記最高裁決定における為替取引に必ずしも該当しない場合でも、例えば清算機関等の仲介者を介して相殺が行われる場合や、自家型前払式支払手段のような、商品・サービスを提供する者自身がその対価の支払手段を提供し、それを用いて債権債務関係を解消するような場合などにももたらされる。

以上に鑑みると、「決済」の射程については、以下のように整理することが考えられる。

- ・ **決済サービス提供者を介して、直接現金を輸送せずに、意図する額の資金を意図する先に移動すること及び／又は**
- ・ **決済サービス提供者を介して、債権債務関係を解消すること**

（注）ここでいう決済サービス提供者には、銀行や資金移動業者等の仲介者のほか、清算機関や電子債権記録機関のような仲介者や、自家型前払式支払手段の発行者のような、自身の商品・サービスの支払手段を提供するような者が含まれる。

また、ここでいう資金には、商品・サービスの対価を支払う手段として広く認知されているもの、あるいは交換手段としての役割を広く果たしているものも含めることが考えられる。

このような「決済」は、経済活動の基礎をなすものであり、その確実な履行が強く要請されている。これは、銀行という業態によるものに限らず、「決済」サービス一般に期待されていると考えられる。

これに関し、「決済」が決済システムを通じて履行される場合には、多数の決済サービス提供者同士が決済システム内で密接につながることによって「決済」が円滑になるという効果をもたらすものと期待される。

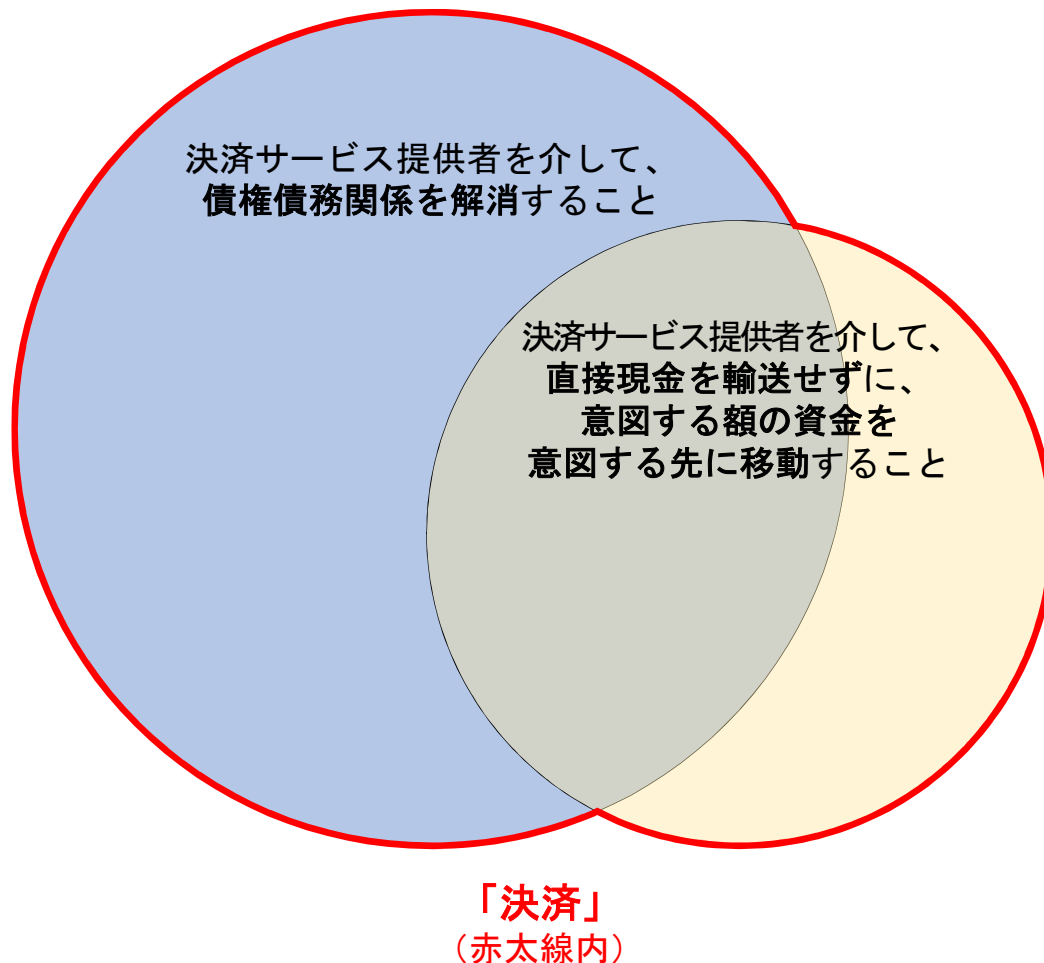
他方、決済システムにおいては、決済システム内の一部の決済サービス提供者の不払いや機能不全等が、「決済」のネットワークを通じて決済システム全般に波及するリスク（システムミックリスク）を潜在的に有しており、大口決済が不履行になった場合などにこうしたリスクが顕在化するおそれがある。こうしたリスクの回避、すなわち、決済システムの安全性の確保（連鎖的な不履行の防止）は、個別の取引における「決済」の履行ということに加えて担保されるべきと考えられる。

「決済」分野の規制の横断化

「決済」分野の規制の横断化の対象とすべき範囲

- 中間整理に示された「決済」に関連して、現在、多種多様な手段・サービスが用いられている。
- これらのうち、**規制の柔構造化を前提に、利用者の保護等の観点から「決済」分野の規制の横断化の対象とすべき範囲**を特定する必要がある。

中間整理に示された「決済」のイメージ



多種多様な手段・サービス

モノ
他の債権（相殺）
現金
銀行預金 （口座振替・振込）
送金サービス
交通系ICカード ^{など}
クレジットカード
収納代行サービス
ポイント

参考：諸外国の関連法制における定義

EU

決済サービス指令 (Payment Services Directive) 2 [2015年11月採択]

- ① 決済口座 (payment account) への現金の入金サービス及び決済口座に関する事務処理
- ② 決済口座からの現金の出金サービス及び決済口座に関する事務処理
- ③ 利用者の決済サービス提供者 (payment service provider) 又は他の決済サービス提供者の決済口座上の資金の移転を含む決済取引 (payment transactions) の実行
- ④ 資金が決済サービスの利用者への与信枠 (credit line) により供与される決済取引の実行
- ⑤ 決済手段 (payment instruments) の発行及び／又は決済取引のアクワイアリング業務
- ⑥ 送金 (money remittance) (口座を利用しない資金移動)
- ⑦ 決済指図伝達 (payment initiation) サービス
- ⑧ 口座情報サービス

[Article 4 (3), ANNEX I]

シンガポール

決済サービス (Payment Services) 法案【第2次市中協議案】 [2017年11月公表]

- ① 口座 (account) 発行サービス
- ② 国内送金 (money transfer) サービス
- ③ 国際送金サービス
- ④ マーチャント・アクワイアリング (merchant acquisition) サービス
- ⑤ 電子マネー (e-money) 発行サービス
- ⑥ 仮想通貨 (virtual currency) サービス
- ⑦ 両替 (money-exchange) サービス

[Section 2 (1), First Schedule Part I] 8

参考：多種多様な「決済」手段・サービス（１）

- 「決済」手段・サービスには、大別して、**前払い（プリペイド）**、**即時払い（リアルタイムペイ）**、**後払い（ポストペイ）**が存在。
- 利用者のニーズを起点として、**これらを組み合わせて提供**する事業者も多い。

「決済」手段・サービスの支払時点別の分類の例

前払い (プリペイド)	交通系ICカード ^{など} 送金サービス
即時払い (リアルタイムペイ)	デビットカード
後払い (ポストペイ)	クレジットカード

異なる「決済」手段・サービスの組合せの例

① 「前払い」・「即時払い」・「後払い」の組合せ

- (例) 交通系ICカードに他の機能を付帯
- ・ 交通系ICカードとクレジットカード一体型カード
 - ・ 交通系ICカードとデビットカード一体型カード
- 等

② 異なる「前払い」の組合せ

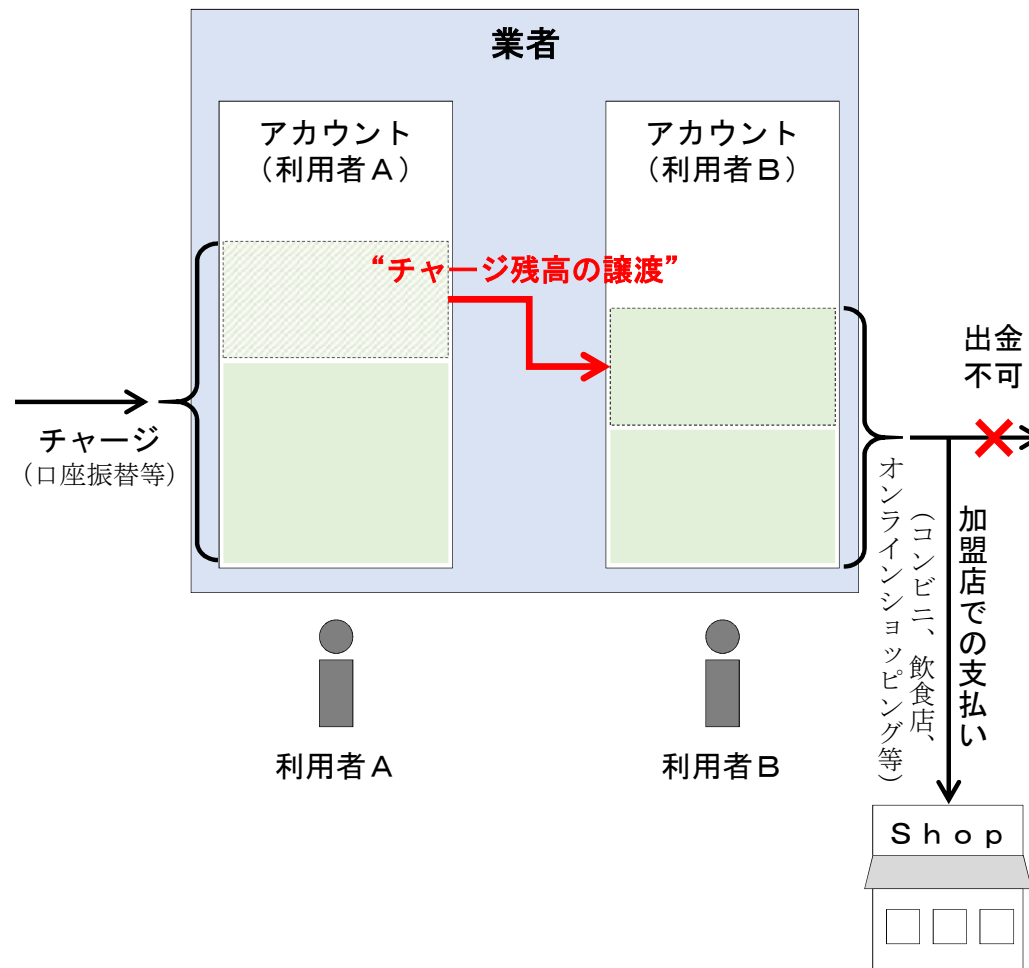
- (例) 利用者がサービスの種類を選択
- ・ **商品・サービス購入**のための決済に加えて、本人確認手続を行うことで、**出金**や**個人間送金**もできるサービス
- 等

参考：多種多様な「決済」手段・サービス（２）

- 新しい「決済」手段・サービスとして、①プリペイドカードの“チャージ残高の譲渡”として個人間の送金を実質的に行うものや、②債権者〔宴会幹事〕に代わって債務者〔宴会参加者〕から債権〔参加費〕の回収を行うもの、も登場している。

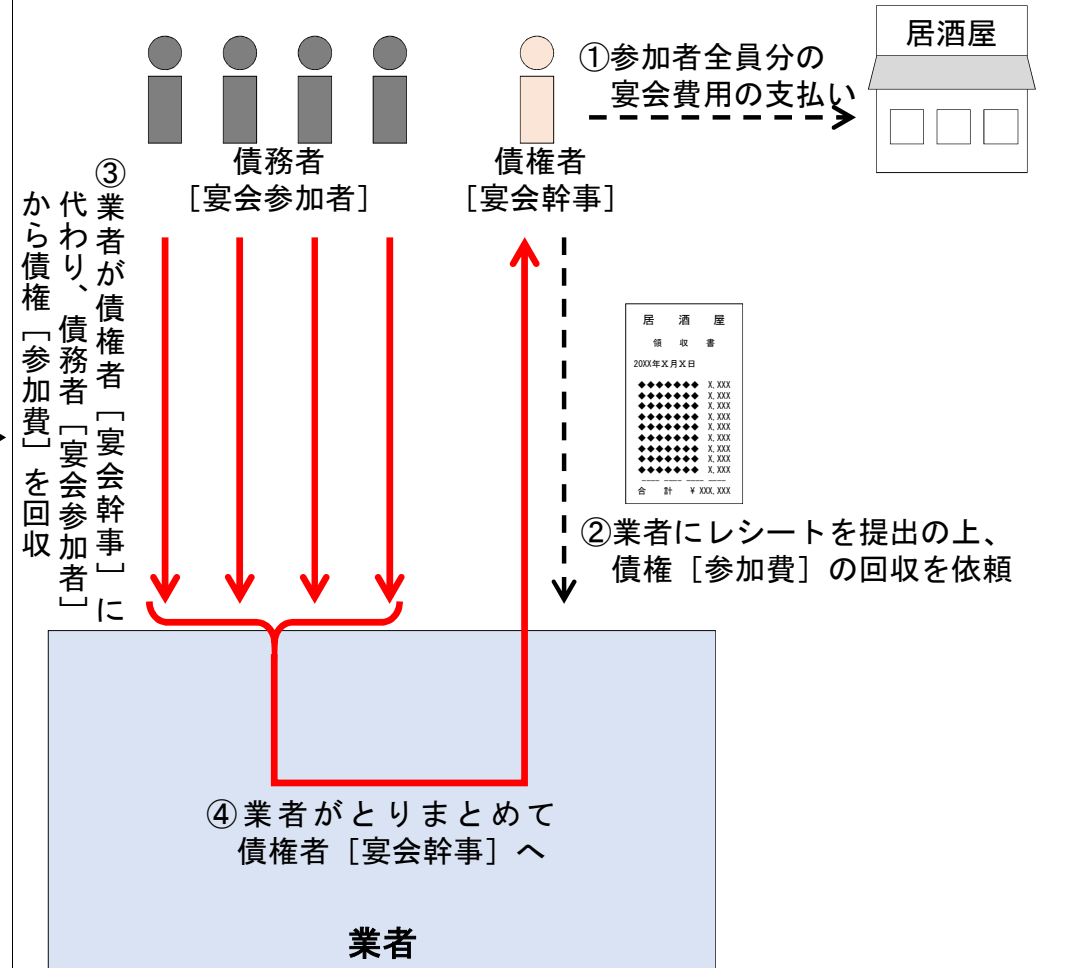
新しい「決済」手段・サービスの例（１）

プリペイドカードの“チャージ残高の譲渡”として個人間の送金を実質的に行うもの



新しい「決済」手段・サービスの例（２）

債権者〔宴会幹事〕に代わって債務者〔宴会参加者〕から債権〔参加費〕の回収を行うもの

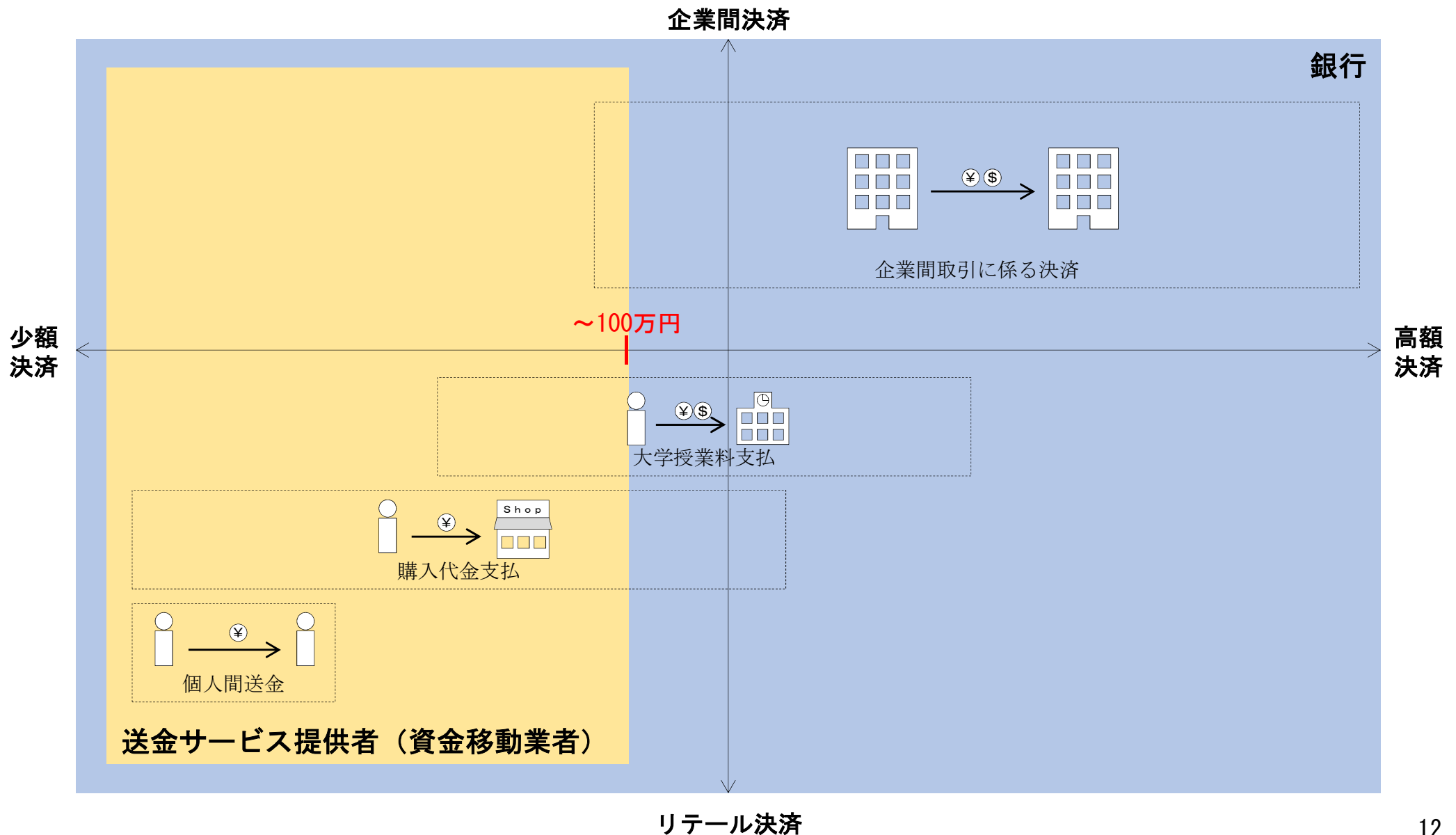


「決済」分野の規制の柔構造化

多様な「決済」ニーズと銀行・送金サービス提供者（資金移動業者）

- 規制の柔構造化のテーマの1つに、送金サービス提供者（資金移動業者）の取扱上限額規制がある。
- 厳格な業務範囲規制・財務規制、セーフティネットが存在する銀行は、取扱可能な「決済」の範囲に制限がない。一方、送金サービス提供者（資金移動業者）は、1回100万円以下の「決済」のみ取り扱うことができる。

多様な「決済」ニーズ（イメージ）



「決済」の質の確保の必要性：利用者の目線から

- 制度整備にあたりイノベーションやフィンテック事業者の新規参入を促進する観点では重要だが、一方で、**具体的な用途に応じて「決済」の質を確保していく必要がある。**
 - 例えば以下のような「決済」の事例について、**どのような保護が必要と考えられるか。**
-
- サラリーマンが、コンビニでの昼食の購入などに充てる資金として、“アカウント”に1万円を入金しているような事例。
 - 生活資金に必ずしも余裕がない親が、子供への今後の仕送りに充てる資金として、“アカウント”に20万円を入金しているような事例。
 - 中小事業者が、取引先への今後の支払いに充てる資金として、“アカウント”に500万円を入金しているような事例。
 - サラリーマンが、宴会参加費として、5,000円を宴会幹事に送金するような事例。
 - 海外大学への留学を予定している高校生が、その海外大学の入学金として、200万円を海外大学に送金するような事例（期日までの入金が確認できなければ入学は取消）。
 - 中小事業者が、原材料の仕入れに係る買掛金として、500万円を仕入先の中小事業者に送金するような事例。

銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（１）

		銀行	送金サービス提供者 (資金移動業者)	【参考】 英国の送金サービス提供者 (payment institution)
参入形式		免許制	登録制	認可制 (authorisation)
取扱可能な「決済」の 範囲		制限なし	1回100万円以下に限る	制限なし
利用者資金の滞留		制限なし（預金）	制限なし 出資法との関係で送金に関連した 資金のみ滞留することとなるが、 資金決済法においてその取扱いに 関する明文の制約はない	① 具体的な送金指図を伴わない 利用者資金は受入不可 ② 利用者資金は、運用・技術上 必要とされる以上の期間保持 されるべきでない
破綻リスクの 低減	財務	① 最低資本金（20億円） ② 自己資本比率基準 ③ 早期警戒制度・早期是正措置	特になし 「適正かつ確実に遂行するために 必要と認められる財産的基礎」	自己資本額 12.5万ユーロ (約1,600万円) 以上
	業務範囲	固有業務・付随業務・ 他業証券業・法定他業に限定	特になし 他に行う事業が公益に反しないこと	特になし 他に行う事業に係る法令に従うこと
破綻時の対応 (利用者資金の保全)		○ 預金保険料を保護の原資と する預金保険制度（公的セーフ ティネット） ○ 原則1,000万円まで（決済 債務は全額）保護 ○ 名寄せの準備義務	供託等義務 ある1週間の最高要履行保証額の 全額以上を翌週中に供託 (最低1,000万円)	保全義務 ① （受入日の翌営業日末を超え 保持する場合）分別管理の上、 銀行預金もしくは当局が承認 した安全資産への投資 ② 保険・保証

（その他諸外国における最近の動向）

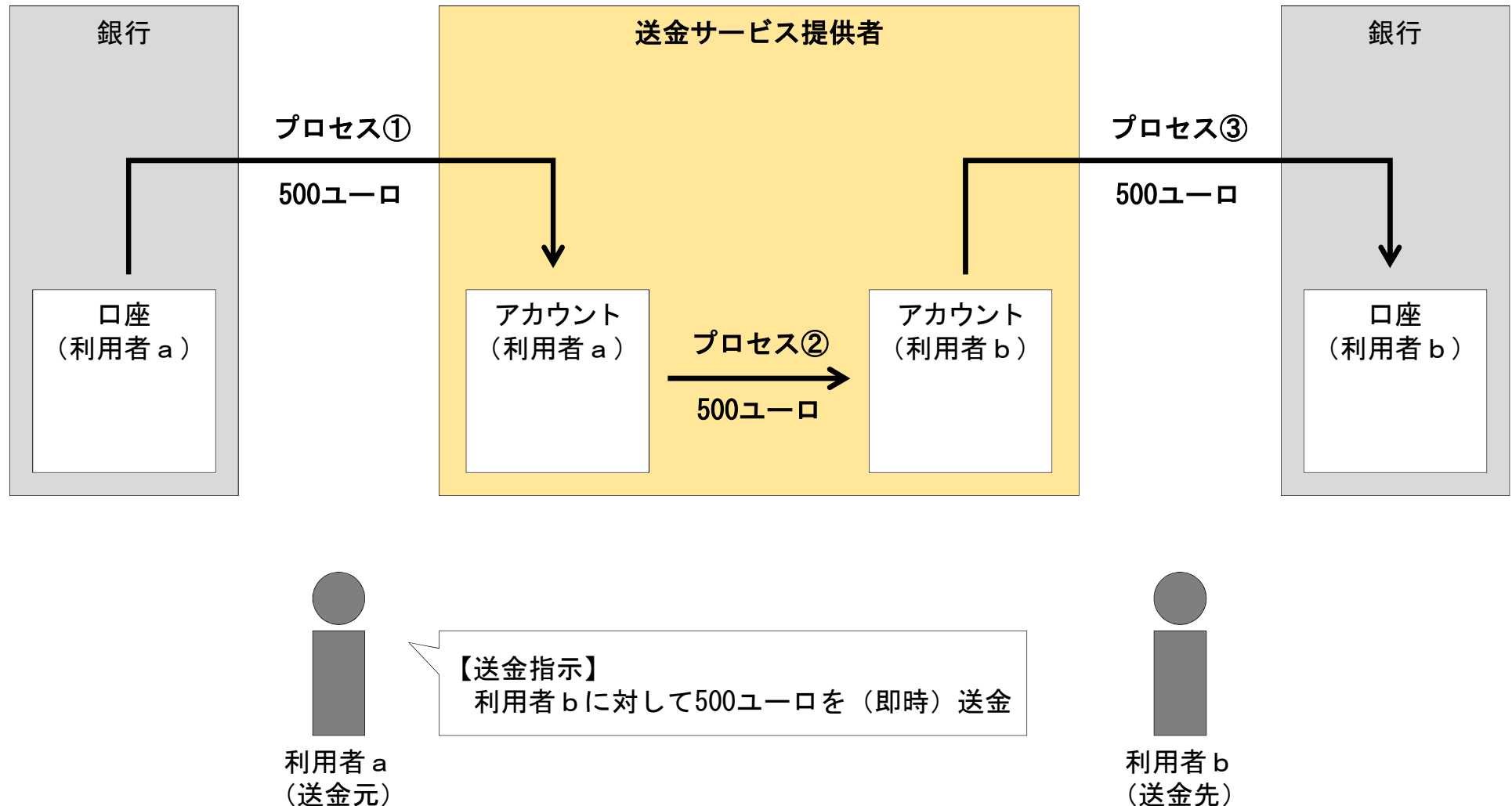
【米国】2018年7月、通貨監督庁（OCC）は、フィンテック企業による特別目的国法銀行（special purpose national bank）免許の申請受付を開始する旨を公表。免許の対象業務は、①貸付、②“小切手支払関連”、であり、預金は除かれている。このうち“小切手支払関連”の具体的な内容は、今後実際に免許を取得するフィンテック企業が増えることで明らかになるものと考えられる。

【シンガポール】2017年11月、シンガポール通貨監督庁（MAS）は、決済サービス（payment services）法案【第2次市中協議案】を公表。同法案は現時点では議会を通過しておらず、下位規範も整備されていない。

【中国】2018年6月、中国人民銀行（PBOC）は、送金サービスの提供者に対し、中国人民銀行に預託すべき支払準備金の比率を2018年7月より段階的に引き上げ、2019年1月には100%とする旨の通知を発出。

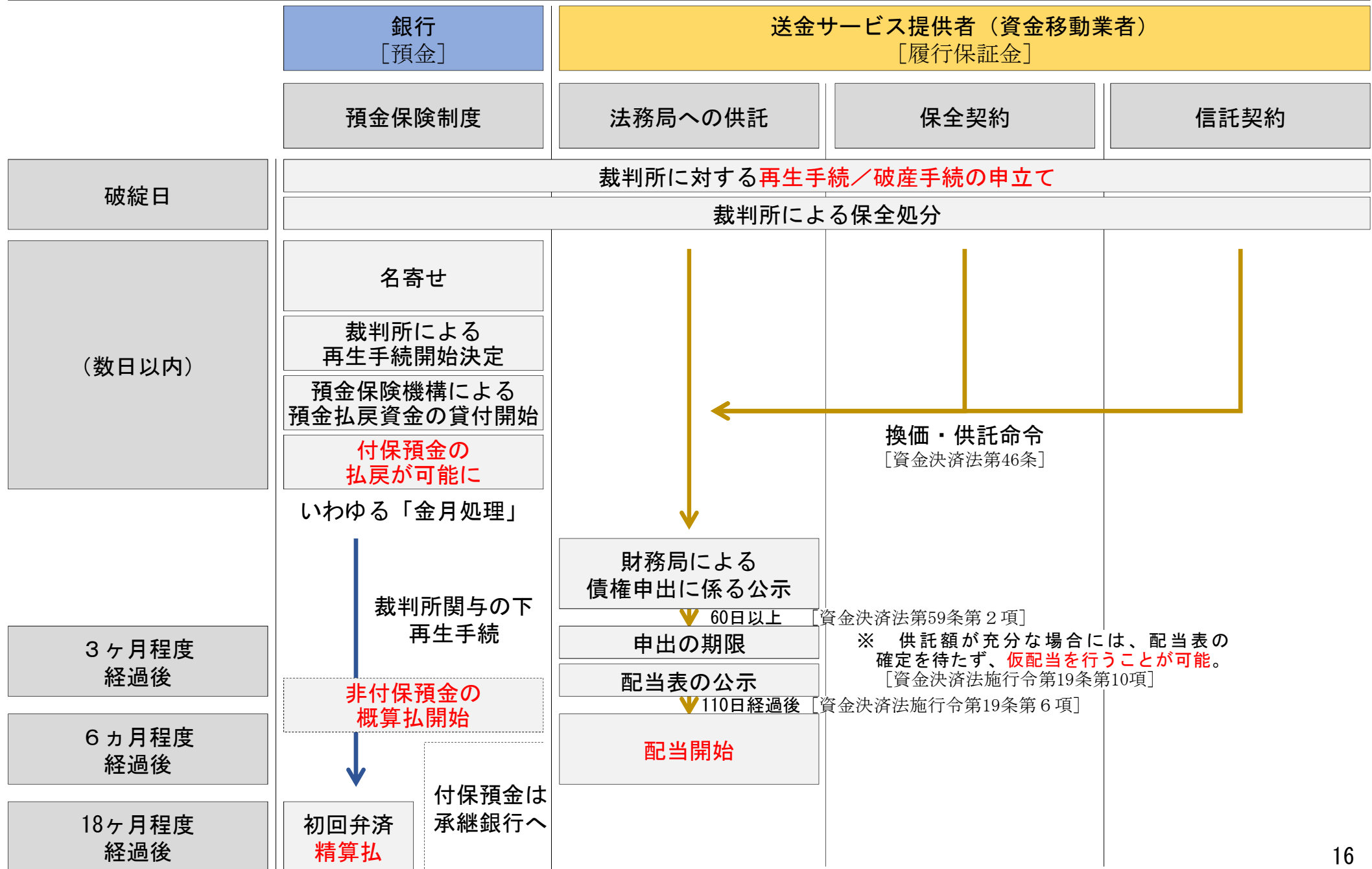
参考：海外の送金サービス提供者の事例

- 送金サービス提供者は、送金元から送金指示を受け取り次第、プロセス①～③（下図参照）をシームレスに実行。送金元の銀行口座から当該指示に係る資金が出金されてから、送金先の銀行口座に着金するまで、きわめて短時間であるような事例も存在（**利用者資金の滞留期間はごくわずか**）。



銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（２）

- 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度が整備されている銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）では、破綻から利用者資金の払戻・配当までに要する時間などに大きな差が存在。



銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（3）

○ 送金サービス提供者（資金移動業者）に関しては、他にも、**業者破綻時に供託額が充分でない可能性や財務局への債権申出を行わない利用者が不利益を被る可能性**が存在。

○ 業者破綻時に供託額が充分でない可能性

- 資金移動業者は、財務局への供託に関し、
 - ・ 1週間における要履行保証額の最高額以上の額を、
 - ・ その週の末日から1週間以内に供託しなければならない、

とされている〔資金決済法第43条〕。すなわち、供託は1週間前の最高要履行保証額に応じて行われる。

- このため、例えば**資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく上下しているような場合には、業者破綻時に供託額が充分でない可能性**がある。

○ 財務局への債権申出を行わない利用者が不利益を被る可能性

- 資金移動業者の破綻時、財務局は、利用者（債権者）に対し、
 - ・ 債権の申出をすべきこと、
 - ・ **申出をしないときは以後の手續から除斥されるべきこと、**

を公示するなど、必要な措置をとることとされている〔資金決済法第59条第2項〕。

- 申出をせず手續から除斥された利用者は、一般債権者として取り扱われるため、**債権の全額は配当されないなど、不利益を被る可能性**がある。

銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）（４）

- 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度が整備されている銀行と送金サービス提供者（資金移動業者）では、破綻時に仕掛中であった「決済」の履行に関しても大きな差が存在。

